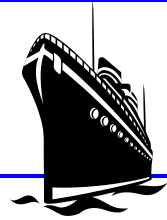


MSI Marine News

トピックス



●海上保険の総合情報サイト **MARINEN@vi** もぜひ、ご覧ください。(http://www.ms-ins.com/marine_navi/)

小型無人機～ドローン～の活用に向けた国内規制の現状と今後の動向

「ドローン」とは元々軍事用に開発された自立移動する端末ロボットのうち、小型の無人航空機(UAV)のことを指します。民間におけるドローンの用途は、趣味のほか、農薬散布や空撮が主流です。しかし、テクノロジーの進化により安価かつ機体を自動制御することが可能となった手軽さからドローンが普及し、その活用は「空の産業革命」になるとも言われています。

物流業界におけるドローンの活用は、陸路輸送を代替する夢の宅配便を生み出す可能性もあります。米国では平成27年7月には米連邦航空局(FAA)の認可を受けた初めてのドローンによる配送が特例として実施され、実用化に向けた法整備について活発な論議がなされています。

損害保険の分野においても、人が踏み込みづらい危険な場所で発生した事故をドローンで撮影し確認することができれば、損害状況をいち早く把握することができます。当社でも広域災害調査、物流リスク調査や海難船舶調査などでドローンでの活用を予定しています。

そこで、本稿では7月14日の航空法改正案の閣議決定を踏まえドローンの国内規制の現状と今後の動向について紹介します。

1. ドローンの航空法上の位置づけ

航空法上の航空機は人が乗ることが要件とされるため、ドローンは航空機には該当せず、航空法施行規則が定める「模型飛行機」に含まれます。

【写真出典：国土交通省HP】



2. 現行法上の規制

以下の通り、場所などにより各種規制に該当します。現行法はドローンのような飛行を想定しておらず、今後整備が必要とされています(以下関連法規参照)。

●航空法上の規制

航空機の安全運行を確保するため、空域が管制圏又は情報圏である場合には地表から150m以上、それ以外の空域では地表から250m以上の高さを飛行させるには国土交通大臣への通報(最寄りの空港事務所への通知)対象になります。

●民法上の規制

民法の規定では土地の所有権は上下に及び、上空数十メートルの飛行であっても、所有権の侵害にあたります。

●道路交通法上の規制

道路上空の飛行に対する規制は明確に定まっていません。

●プライバシーとの関係

使用方法によっては軽犯罪法・迷惑防止条例違反になります。

3. 立法等の動向

(1) 航空法の一部を改正する法律案の概要

7月14日に閣議決定された改正案では、航空機の航行や地上の人・物の安全を確保するため、まずは緊急的な措置として、航空法上「無人航空機」(※)という定義を創設し、無人航空機の飛行の禁止区域及び無人航空機の飛行の方法を定める措置が盛り込まれています。

(※)無人航空機：飛行機、回転翼航空機等であって人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの(超軽量のものなどを除く)。

- ①無人航空機の飛行にあたり許可を必要とする空域
 - ・ 空港周辺等、航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがある空域【下記図 AB】
 - ・ 人または家屋の密集している上空【下記図 C】
- ②無人航空機の飛行方法
 - ・ 日中において飛行させること
 - ・ 周囲の状況を目視により常時監視すること
 - ・ 人または物件との間に距離を保って飛行させること等
- ③罰則
上記禁止区域で飛行した場合や、操作方法に違反した場合には 50 万円以下の罰金が科されます。

(2) その他の動向

首相官邸の屋上にドローンが落下した事件を受け、「国会議事堂・内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等及び外国公館等の周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する法律」が平成 27 年 7 月 9 日衆議院を通過しています。



【出典：国土交通省HP「航空法の一部を改正する法律案の概要」】

4. 最後に

ドローンは空撮・測量から物流・輸送さらにはエンターテインメントまで幅広い分野での商業利用が見込まれますが、墜落や商品落下による損害賠償責任の明確化のほか、プライバシーへの配慮や安全性を確保するルールの整備が普及の鍵になりそうです。

国は技術革新による成長戦略の一環として、国家戦略特区を進化させた地方創生特区（秋田県仙北市）でのドローンの技術実証を進めています。その普及と活用に向けての期待が高いだけに、振興策とともに今後の新たな法整備が注目されます。

<参考文献一覧>

国土交通省HP <http://www.mlit.go.jp/>

秋田県仙北市HP <http://www.city.semboku.akita.jp/index.php>

日本経済新聞夕刊 2015年07月18日

日本経済新聞朝刊 2015年07月31日

以上